

# 平安貴族社会における祭装束の分配と作製

野田 有紀子

## はじめに

8世紀以降の律令官人社会は、天皇と全官人の〈君恩－奉公〉という一元的な関係を基礎として成立していた。これに対し平安時代中後期（10～12世紀）の貴族社会は、多面的で広範囲な相互依存関係が展開したとされる<sup>1</sup>。たとえば公卿以下の官人は天皇だけでなく摂関家や上皇・女院に日常的に奉仕するようになり、諸国受領は権門の家司・家人が推挙されて任じられた。

こうした平安貴族社会の特質をより広範囲で確認するため、筆者はこれまで「行列」を主な題材として考察してきた。その結果、平安貴族社会の「行列」は、貴族社会内部で日常的に構成される、重層的・多面的なさまざまな社会的関係によって、直接的・間接的、また人的・物的に構成されていたことが確認できた<sup>2</sup>。

こうした特徴は「行列」以外の事象にももちろん当てはまると思われる。そこで今回の発表では、毎年大規模に行われた賀茂祭などの祭に際し、その装束の調達・作製過程に、どのような社会的関係がどのように機能していたかを考察したい。

## 1 祭装束の分配

### (A) 祭装束の分配－賀茂・石清水臨時祭の場合

賀茂臨時祭は宇多天皇により創始された賀茂社の祭礼で、毎年11月下酉日に行われた。一方、石清水臨時祭は朱雀天皇が始めた石清水八幡宮の祭で、3月中旬日に催される。ともに天皇親祭とされ、朝廷から使および舞人・陪従（べいじゆう 楽人）が遣わされた（〔図1〕）。

舞人と陪従には祭日朝、天皇から装束が下賜されるが、これら装束の調進者は祭30日前に使・舞人・陪従（ひちりき 歌人・笛・箏）とともに定められた<sup>3</sup>。調進が充てられるのは、女御以下の女官、および公卿である<sup>4</sup>。次の寛徳3年（永承元年、1046）2月19日付石清水臨時祭祭文書様（『年中行事秘抄』2月条）によれば、舞人・陪従の「あおずりのほう 青摺袴<sup>5</sup>」「したがさわ 下襲<sup>6</sup>」「おもてばかま 表袴」は女官（典侍と掌侍）が、舞人の「すりばかま 摺袴<sup>7</sup>」は内大臣以下の公卿が、舞人・陪従の「あわせばかま 合袴（下に履く袴）」は4位以下が充てられている<sup>8</sup>。

石清水臨時祭装束  
青摺廿二領

十領	典侍堅子
十二領	掌侍貴子朝臣
下襲廿二領	
躑躅染十領	典侍頼子
柳色染十二領	掌侍義子朝臣
摺袴十腰	
一腰	内大臣
一腰	春宮大夫藤原朝臣
一腰	権中納言藤原朝臣
一腰	按察使源朝臣
一腰	民部卿藤原朝臣
一腰	右衛門督源朝臣
一腰	侍従藤原朝臣
一腰	権中納言藤原朝臣
一腰	権中納言藤原朝臣
一腰	右大弁源朝臣
表袴	
掌侍善子	
合袴廿二領	
十領	保家朝臣
十二領	経国
寛徳三年二月十九日	

こうした装束の材料は蔵人所から届けられ、完成すると蔵人所に奉ぜられた。装束の下賜や出立儀も内裏御前で行われた<sup>9</sup>。

### (B) 祭装束の分配－賀茂祭・春日祭の場合

天皇親祭である賀茂臨時祭や石清水臨時祭と異なり、毎年4月の賀茂祭と2月の春日祭では、出立儀や還饗（かえりあるじ）が、祭使の父など有力親族の私邸でなされる。そして舞人や陪従の装束手配も祭使側によって行われ、依頼された側も完成した装束を祭使側の邸に送った<sup>10</sup>。

このうち舞人の摺袴に関しては、公卿・殿上人などに調進が分配された。たとえば藤原実資が摺袴を遣わしたのは、賀茂祭では寛和元年（985）4月23日（当時、蔵人頭）、正暦4年（993）4月15日（参議）、寛弘2年（1005）4月20日（権大納言）等、春日祭では永祚元年（989）11月6日（蔵人頭）、万寿元年（1024）11月11日（右大臣）等であり、殿上人時代から大臣時代までの長期に渡っている。

また道長政権期以降、摂関家嫡男が祭使を務める場合には、后宮や斎王からも送られた例が見える<sup>11</sup>。

(藤原道子) 皇太后宮一腰、(藤原彰子) 中宮二腰、唐綾青摺文縫、(藤原義子) 内府女御二腰、上達部皆以送<sub>レ</sub>摺袴。

〔御堂関白記〕寛弘元年（1004）2月5日条、藤原頼通が春日祭使

從<sub>レ</sub>斎宮并姫君被<sub>レ</sub>献<sub>レ</sub>摺袴、紅打香袴、綾羅御縫、美羅通姿也

〔中右記〕寛治2年（1088）11月11日条、藤原忠実が春日祭使

こうした摺袴の分配は、相手が自分と同格か、もしくは格下の者に依頼しているようである。

なお時代は下るが、次の『十二月往来』（鎌倉初期成立）4月状は、賀茂祭使「左中将」が舞人摺袴調進を「新源少将」に依頼し、少将がそれを了承する内容である。平安時代にもこのような消息で依頼される例があったであろう<sup>12</sup>。

【往信】今年賀茂祭使可<sub>レ</sub>勲仕<sub>レ</sub>候也。舞人摺袴、任<sub>レ</sub>例調給候哉。傍將雖<sub>レ</sub>多、有<sub>レ</sub>此旨<sub>レ</sub>、令<sub>レ</sub>申候也。子細期<sub>レ</sub>見参<sub>レ</sub>之次<sub>レ</sub>耳。不具謹言。

四月五日 左中将  
謹上 新源少将殿

【返信】使節御出立、粗承及候。舞人袴事、不<sub>レ</sub>顧<sub>レ</sub>異様<sub>レ</sub>、早可<sub>レ</sub>調献<sub>レ</sub>、已為<sub>レ</sub>涯分之勲<sub>レ</sub>、又是流例之役也。旁不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>遁避<sub>レ</sub>候。恐々謹言。

卯月五日 左少将

### (c) 分配における「祭使父」の関与

上にあげた『十二月往来』4月状は、祭使本人から舞人摺袴調進を依頼する内容である。ただし祭使は若年者が多かったため、代わりにその父が装束調進を依頼し、完成した装束も祭使父宛に送られる場合があった<sup>13</sup>。

摺袴送<sub>レ</sub>源大納言御許<sub>レ</sub>、(俊賢)息左少将顕基今日祭使也。

〔小右記〕寛仁3年（1019）4月22日条、賀茂祭近衛府使左近少将俊家、依<sub>レ</sub>春宮大夫（俊家の父藤原頼宗）消息<sub>レ</sub>、調<sub>レ</sub>送<sub>レ</sub>舞人十二人下襲<sub>レ</sub>、亦遣<sub>レ</sub>摺袴<sub>レ</sub>。

〔小右記〕長元5年（1032）4月21日条、賀茂祭春日祭使大殿中将（藤原忠実の息男頼長）被<sub>レ</sub>勤仕<sub>レ</sub>也、仍早旦進<sub>レ</sub>摺袴一腰<sub>レ</sub>了、是依<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>仰也。

〔中右記〕大治5年（1130）11月8日条、春日祭

また祭使本人が依頼する形を取ってはいても、父の指示を受ける場合があった。長和3年（1014）2月の春日祭では、近衛使藤原資平の代わりに養父実資が奔走し、「摺袴十二腰事、以<sub>レ</sub>資平<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>示<sub>レ</sub>殿上人<sub>レ</sub>」と、殿上人への摺袴分配を資平に指示している（『小右記』正月29日条）。

こうした場合、返却や礼を述べるのも、祭使の父が行う場合があった。申請（後述）の例ではあるが、藤原宗忠は息男宗能が初めて春日祭使を務めた嘉承元年（1106）11月、「参<sub>レ</sub>殿下<sub>レ</sub>、返<sub>レ</sub>上祭使間借給物具<sub>レ</sub>、恐悦之由言上了」（10日条）のごとく、自ら関白藤原忠実邸に参上し、借りていた物具を返却し、礼を述べた。

なおこのとき宗忠は、摺袴を送ってきた12名の「摺袴送人々」と、了承しながら触穢等の理由で送ってこなかった6名の「雖<sub>レ</sub>請不<sub>レ</sub>送人々（うくるといえども、おくらざるひとびと）」を、「共人」「恪勤者」とともに以下のように書き留めている（『中右記』嘉承元年11月9日条）<sup>14</sup>。

初出<sub>レ</sub>立春日祭使<sub>レ</sub>、誠是相<sub>レ</sub>叶本意<sub>レ</sub>、欣感万廻耳、

摺袴送人々、

源宰相中将、源、中將、美隆、東源中将、師時、四位源少将、師重、四位新少将、國加賀介、家定、備前介、重美作少将、源四位少将、信源、源兵衛佐、朝新兵衛佐、源大輔兵衛佐、重

雖<sub>レ</sub>請不<sub>レ</sub>送人々、

左馬頭、師隆、頭中将、俊忠、触穢、四位侍従、師親、源侍従、能賢、藤侍従、忠宗、無職、新少将、重

さらに院政期の藤原頼長も、息男の隆長が春日祭使を務めた際、次のように「送<sub>レ</sub>摺袴<sub>レ</sub>人々」を列記した<sup>15</sup>（『台記別記』仁平元年（1151）11月15日条）。

送<sub>レ</sub>摺袴<sub>レ</sub>人々

美福門院、唐綾、有<sub>レ</sub>裏村濃腰<sub>レ</sub>、(在<sub>レ</sub>表<sub>レ</sub>差并螺羅)、入<sub>レ</sub>裏。

皇后宮、唐綾、在<sub>レ</sub>裏村濃腰<sub>レ</sub>、入<sub>レ</sub>裏。統子内親王、唐綾有<sub>レ</sub>村濃腰<sub>レ</sub>、入<sub>レ</sub>裏。

璋子内親王、唐綾有<sub>レ</sub>村濃腰<sub>レ</sub>、入<sub>レ</sub>裏。太政大臣、

右大臣、 内大臣、

大納言、宗能、成通、公教。 中納言、公能、季成、清隆、忠雅、忠基、経定。

参議、公通、為通、資信。 三位、重輔、忠能。

殿上人、朝隆朝臣(頭大守)、成雅朝臣(中守)、師能朝臣(中守)、公親朝臣(少将)、実長朝臣(少将)、俊通朝臣(少将)、重家朝臣(摂津守)、定房朝臣(少将)、公保朝臣(少将)、清成(筑前守)。

已上、各一領、合卅一領、皆重濃袴、

すなわち貴族社会内の相互依存関係の再確認および強化は、その父によって主導的に行なわれる場合もあった<sup>16</sup>。

## 2 祭装束の申請と貸与

### (A) 賀茂祭の場合

#### ① 舞人下襲

祭装束のなかには、摺袴のように同格以下の者に調進を分配する物品以外に、上皇・摂関・方大将（祭使の所属する近衛府の大將）といった権勢家に貸与を申請する物品もある。

賀茂祭の舞人装束（【図2】）の場合、早くは藤原道長が寛弘元年（1004）4月20日に「近衛府使許、舞人下襲送」、また同5年4月19日に「祭使所舞人下重・疋絹料等送」（以上、『御堂関白記』）のように、下襲を貸与している。

ただしまだ摂関期には、摂関家のみが下襲を貸与する例は確立していなかったらしい。右大臣藤原実資は長元5年（1032）4月、「近衛府使左少将俊家、依春宮大夫消息、調送舞人十二人下襲」（『小右記』）のように、祭使の父藤原頼宗の消息に応え、舞人下襲を送っている（これは関白家辞退による可能性もある）。

これが院政期になると、摂関家のみが舞人下襲などを送る例となった。治承3年（1179）4月21日の賀茂祭では、「舞人十二人」について、「白生半臂<sup>17</sup>・下襲、具関白家之例也」（『山槐記』）とされている。

#### ② 陪従装束

一方、陪従（楽人）装束（【図3】）については、院政期以降、方大将（所属する衛府の大將）に申請する例となっていた。

六日（中略）右少将公衡為請賀茂祭陪従装束来、大將、依所勞灸治等不謁之、以職事能業申之、答可調進之由上。（後略）

十五日、（中略）右大将、遣陪従半臂・下重・末濃袴・下袴等於近衛使公衡之許、（中略）職事長俊為使。

（『玉葉』養和元年（1181）4月条）依申請遣陪従装束於近衛使許、方大将遣之（中略）殿下遣舞人半臂・下襲等、依申請也。

（『猪隈関白記』正治2年（1200）4月24日条）

ただしこちらも摂関期には、方大将に申請する例がまだ確立していなかった可能性が高い。長和2年（1013）4月、右大将藤原実資は陪従6人装束を祭使左近少将忠経に送っているのである。

すなわち、賀茂祭における舞人・陪従装束は、摂関期にはまだ申請先が固定化していなかった。院政期になると摂関家および方大将に申請する例が固定化した。この背景には摂関家の固定化、家格の成立<sup>18</sup>といった、貴族社会内部の変化が考えられるであろう。

### (B) 春日祭の場合

一方、春日祭の近衛使が用意すべき装束も、院政期には、舞人装束の下襲などは摂関家から（摂関に障りがあると大臣に依頼）、陪従装束は方大将から、それぞれ使側に送るのが例となっていた。

春日祭使此新中将也。依所勞申代官、（中略）舞人下襲、舞人陪従装束、舞人摺袴、舞人饗卅前、有舞人祿絹・挿頭花等、舞人本家、舞人儲之。

（『中右記』康和4年（1102）11月2日条）少将清通朝臣来云、春日祭舞人半臂・下襲可調進者。答云、先例不觉悟如何。重申云、先例関白殿調給、而去年被仰有憚之由、仍左大臣被沙汰云々、今年又有指合事、無術由有仰、仍所令申之云々。答云、中古以来偏有執柄之御沙汰、而有御障之時、先自上臈可被触申歟者。

（『玉葉』承安4年（1174）正月26日条）只今俄春日使二被相催、舞人半臂・下重、任例可申関白之処、穢中也、須触左大臣也。

（『玉葉』治承2年（1178）2月5日条）

こうしたことは早くは摂関期に、左大臣・内覧であった藤原道長が、「祭使許送使下重并疋見、加馬二疋・唐鞍・引馬鞍」（『御堂関白記』寛弘元年（1004）11月9日条）、「春日使中将実成、舞人下重并疋絹料絹疋疋及之」（『同』寛弘3年（1006）11月8日）のごとく、祭使に下襲を送っている例が見える。

ただしこれら春日祭装束の申請先についても、賀茂祭と同様、摂関期にはまだ例としては固定していなかったと考えられる。摂関家および方大将以外からも貸し出されている事例が見えるからである。たとえば長和3年（1014）2月の春日祭では、舞人と陪従の装束はそれぞれ「中宮大夫、舞人下重、権大納言、陪従装束」（『小右記』正月29日条）が送っている。

すなわち春日祭の装束についても、院政期になって

申請先が固定化したと考えられよう。

### (c) 申請の手順

以上の舞人・陪従装束は、あくまでも祭使側の申請に応じる形で貸与されたものである。藤原道長は「依<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>申下重<sub>レ</sub>送」(『御堂閔白記』長和4年(1015)2月8日条、春日祭)と記しており、申請のない場合は貸与しなかったという。また『後二条師通記』には、「新少将有賢為<sub>レ</sub>春日使<sub>レ</sub>、午時来申云、舞人下襲・半臂等申<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>給<sub>レ</sub>之由<sub>レ</sub>。予聴了」(寛治5年(1091)2月4日条)と見え、春日使が閔白藤原師通邸を来訪して舞人装束を申請し、それを閔白が許可した過程がわかる。

装束申請の具体的な手順は以下のものであった。治承3年(1179)正月25日、左中将藤原清通の辞退により春日祭使に任ぜられた右少将藤原兼宗(中山忠親男)は、2月2日直衣を着て左大将藤原実定亭に向かい、陪従装束を申請した(2日点線)。ついで閔白藤原基房邸に参上して舞人装束を申請した(2日波線)。そして春日祭出立前日の7日、左大将実定から陪従装束六具が(7日点線)、また閔白基房から舞人装束12具が届けられた(7日波線)。その他、6日と7日に摺袴15腰が各所から到来し、以上をあわせて出立所に送り遣わしたのである(『山槐記』)。

二日、(中略)未剋、少将着<sub>レ</sub>直衣<sub>レ</sub>向<sub>レ</sub>左大将<sub>レ</sub>亭<sub>レ</sub>、<sub>レ</sub>申請。次参<sub>レ</sub>閔白殿<sub>レ</sub>付<sub>レ</sub>前馬助<sub>レ</sub>季佐<sub>レ</sub>申<sub>レ</sub>讀舞人口口(半臂)由<sub>レ</sub>、有<sub>レ</sub>御返事之由<sub>レ</sub>、归来所<sub>レ</sub>談也。

六日(中略)春日使摺袴禄物少々到来。

七日(中略)春日使摺袴禄物多以到来。但及<sub>レ</sub>夜陰<sub>レ</sub>摺袴少々未<sub>レ</sub>到来着<sub>レ</sub>。使者相尋、十五腰到来、禄物皆又到来。入夜之後、左大将<sub>レ</sub>差<sub>レ</sub>近衛下毛野武助<sub>レ</sub>(中略)被<sub>レ</sub>送<sub>レ</sub>陪従装束六具<sub>レ</sub>(中略)、半比下重<sub>レ</sub>(中略)賢息少将公守朝臣摺袴加納送了、(中略)仍二日少将参<sub>レ</sub>大将亭<sub>レ</sub>申請也。(中略)相次又自<sub>レ</sub>閔白殿<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>勾当高階重行<sub>レ</sub>賜<sub>レ</sub>舞人半臂十二具<sub>レ</sub>(中略)依<sub>レ</sub>近例無<sub>レ</sub>出立儀<sub>レ</sub>。仍舞人陪従装束禄物等、(中略)送<sub>レ</sub>本府<sub>レ</sub>。(中略)

送遺物、

舞人半比・下重十二具、摺袴十五腰。十二腰舞人料、三腰余分随出来賜抄法者  
陪従半比・下重・袴・合袴六具。(後略)

以上、1と2で考察してきたように、平安貴族社会の祭で用いられる装束は、親祭である賀茂・石清水臨時祭では朝廷が女官や公卿・殿上人に分配して調達し

た。一方、賀茂祭・春日祭では祭使本人および父による分配や申請によって、撰閔や公卿・殿上人などから装束が提供された<sup>19</sup>。

毎年こうした過程が繰り返されることで、臨時祭では天皇への忠誠が、賀茂祭・春日祭では祭使本人および父と上皇・撰閔、公卿・殿上人らの社会的関係が再確認され、一層強化されたといえるだろう。

## 3 祭装束の作製

### (A) 女性による縫製と染色

賀茂・石清水臨時祭および賀茂祭・春日祭では、装束を撰閔・公卿・殿上人等に分配もしくは申請した。では依頼された側は装束をどのように作製したのだろうか。

当時の貴族邸では、装束作製作業のうち、裁縫と染色は女性の手によることが多かった。次の『明衡往来』第20条では、右大臣から五節童女装束調進を命ぜられた丹波守が、りょうとう襦袢かざみ(ここでは童女の汗衫、【図4】)の規格を知らない「女工」のために、「本様(見本)」を送ってくれるよう頼んでいる。この「女工」が襦袢の裁縫を手がけたと思われる<sup>20</sup>。

【往信】右大臣殿御消息云、今年可<sub>レ</sub>献<sub>レ</sub>五節舞姫<sub>レ</sub>。童女装束、被<sub>レ</sub>調進<sub>レ</sub>乎者。御消息之旨如<sub>レ</sub>此。謹言

十一月十一日 但馬権守高階  
謹上 丹後守殿

【返信】請<sub>レ</sub>舞姫童女装束<sub>レ</sub>事

右随<sub>レ</sub>仰旨<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>勤仕<sub>レ</sub>之由、可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>洩申<sub>レ</sub>也。襦袢、新可<sub>レ</sub>調敷。女工不<sub>レ</sub>知<sub>レ</sub>案内<sub>レ</sub>。可<sub>レ</sub>給<sub>レ</sub>本様<sub>レ</sub>也。言上如<sub>レ</sub>件

廼剋 丹波守

また『落窪物語』(10世紀末、一条朝初成立)には、賀茂臨時祭舞人となった蔵人少将の装束を妻の実家が用意するにあたり、妻の母である北の方が、継子の落窪に縫わせるくだりがある<sup>21</sup>。

ほどは十一月二十三日のほどなり。三の君の夫の蔵人の少将、にはかに臨時の祭の舞人にさされたまひければ、北の方、手惑ひしたまふ。あこぎ、「論<sub>レ</sub>なう御縫物もて来<sub>レ</sub>なむものぞ」と胸つぶるるもしるく、(言うまでもなく)表<sub>レ</sub>の袴裁ちて、「『これ、ただ今縫はせたまへ。(この他にもお縫物がきつと出て来るでしょう)御縫物出<sub>レ</sub>て来<sub>レ</sub>なむ』(と北の方が仰せられます)と聞こえたまふ」と言ふ。(中略)下襲裁ちて、(と使いが来て言った)

（北の方自身で持っていらっしやったので）  
 持ていましたれば、おどろきて、几帳の外に出  
 でぬ。見れば、表の袴も縫はで置きたり。（中略）  
（北の方が相を裁ってよこした）  
 袍裁ちておこせたり。

（『落窪物語』巻1）

ここで落窪が縫わされたのは「表袴」「下襲」「袍」である。さらに巻2には「少将の笛の袋」も見える。ただし表袴と下襲については、10世紀後半成立の儀式書『西宮記』（註4）に「朝廷から女官や公卿に割り当てられる」と記載されていて、舞人側で用意することはない。『落窪物語』の記述は物語としてのフィクションが伴うにせよ、装束の縫製には家中の縫い物が得意な女性が従事したことを示すものだろう<sup>22</sup>。

また表袴などの生地を裁ったのは北の方とある。すなわち祭使の妻の母である北の方が装束作製の責任者であり、生地裁断も担当したと思われる。

ところで平安時代には、夫の装束の裁縫や染色が、妻の役割の一つとされていた。赤染衛門と大江匡衡は、装束の縫製に関する歌を詠みかわしている。

うらむべきことやありけん、さうずくせさせし人のひさしく音もせぬに、し具しておびに結びつけてやりし

（私のことについて恨みに思うことがあったのか、装束を縫わせた人が長いこと音沙汰もなかったのに、きちんとしあげて帯に結び付けて遣わした歌）

（『赤染衛門集』110）

女のもとに、さうぞくせさせ侍りしに、ゑむずることありて、おともせぬに、しいでて、おこすとて、帯にむすびつけたるものに

（女の許に、衣服を縫わせにやりましたが、恨むことがあって、その後消息をしないでいたところ、仕立てあげて、寄こすというので、帯に結び付けたものにあった歌）（『大江匡衡集<sup>23</sup>』75）

また藤原道綱母も夫兼家から頼まれて装束を縫い染めた<sup>24</sup>（『蜻蛉日記』）。

十四日ばかりに、直き袍、「これいとようして」など言ひてあり。（天禄3年（972）正月）

わが染めたるとも言はじ、にほふばかりの桜襲の綾、文はこぼれぬばかりして、固文の表袴つやつやとして、（天禄3年2月）

あさましきは、「これして」とて、冬の物あり。（中

略）つごもりにまた、『これして』となむ」とて、はては文だにもなうてぞ、下襲ある。

（天延元年（973）9月）

さらに『新猿楽記』（11世紀末成立）によれば、二番目の妻は、「裁縫・染め張り・機織り・糸つむぎ」の名手であるという。

次妻者、（中略）裁縫・染張・<sup>（機織）</sup>経織・<sup>（紡績）</sup>績紡之道、吏捍・興販・家治・能治之条、嘆而猶有<sub>レ</sub>余。朝夕厨膳叶<sub>レ</sub>心、夏冬装束若<sub>レ</sub>時。烏帽子・狩衣・袴・袷衣・袴・褂・袷・単衣・差貫・水早已上宿装束、冠・袍・半臂・下襲・大口・表袴・帯・太刀・爵・扇・杵・襪已上昼装束、馬鞍・弓・胡籥・従者・眷属、皆依<sub>レ</sub>此女房之徳也。

こうした妻たちは夫の装束だけでなく、夫に分配された装束も縫ったと思われる。長和5年（1016）2月8日の春日祭では、祭使の左少将藤原兼経は父大納言道綱邸を出立所としたが、出立時までに摺袴2腰が到着しなかった。出立後に修理大夫の参議藤原通任が「妻女御」とともに、摺袴を持って駆けつけたという。

（左少将藤原兼経）  
 一昨祭使従<sub>レ</sub>大納言道綱家<sub>、</sub>（兼経父）  
一条頼光家、出立。（中略）  
 摺袴二腰不<sub>レ</sub>足、仍給<sub>レ</sub>料絹<sub>、</sub>（兼経父）出立。其後修理大夫通任并妻女御袴持来、然而不<sub>レ</sub>会<sub>レ</sub>其事云々。（藤原尊子）  
（藤原実朝）下官所<sub>レ</sub>送之袴又是出立後云々。（『小右記』10日条）

祭使側から摺袴を分配されたのは通任のはずであるが、その妻（もと一条天皇女御であった藤原尊子）まで一緒に出立所にやってきたのは、おそらくこの妻が摺袴縫製に直接関わっていたからではないだろうか。仕上げが間に合わず、車内で縫い合わせていたのかもしれない。

なお摺袴（地摺袴）には、木型を用いて摺り模様を染めるが、『拾遺和歌集』巻17・雑秋によれば、東宮女蔵人左近（三条天皇東宮時代の女蔵人。小大君とも）が「祭使」から、袴の摺染めを依頼されたという。

祭の使にまかり出でける人のもとより、すり袴すりに遣はしけるを、遅しとせめければ、

東宮女蔵人左近  
（できる限り急いで仕上げようとしているのだが、山井の水はいまは凍ってしまっ、山井の水を絞り染めすることはできない）  
 限りなくとくとはすれど葦引の山井の水は猶ぞこぼれる

この「祭」とは、季節的に11月の石清水臨時祭と考えられる。ただし1で見たように、摺袴は朝廷から公卿に分配されるのであり、祭使自らが摺袴を作製することはない。よってこの歌は、分配された公卿からの依頼なのであろうか。

また臨時祭舞人は「舞人、竹文青摺袍・蒲萄染下襲・地摺袴」(『政事要略』巻28・年中行事11月下・賀茂臨時祭所引『藏人式』)と見えるように、「青摺」(山藍で染める)でなく、「地摺」(金銀泥や色で染める)袴を着用する<sup>25</sup>。

これらのことについて『小大君集』では、同歌の詞書は、「源宰相左兵衛督、にはかにをみ(小忌)にさされて、その青摺を朝の間にせめられて」とあって、大嘗祭や新嘗祭の「小忌衣(おみごろも)」の青摺染めを依頼されたとする。

また返歌に「袖のほどぞ知らる(袖のあたりまでうまく染まるかどうか思いやられる)」とあるので、袴を染めているのではないと分かる。おそらく『小大君集』が正しいのではないだろうか。

いずれせよ10世紀後半、装束の摺染めを女性に依頼していたことが分かるだろう<sup>26</sup>。

#### (B) 特殊加工の場合

『江家次第』巻6・石清水臨時祭には、舞人および陪従の装束は以下のように見える。

舞人、竹文青摺袍、蒲萄染下襲、地摺袴、合袴。  
陪従、<sup>しめろ</sup>櫻欄文青摺袍、柳色下襲、白表袴、合大口、赤紐、半臂、忘緒、引帯等。

ただし摺袴には摺り模様を染め付けるだけでなく、摺文を描く場合や、刺繍などさまざまな装飾加工が施されることもあった。

寛弘元年(1004)2月5日春日祭で中宮藤原彰子が送った摺袴には「唐綾青摺文縫」のように刺繍が施されており(『御堂関白記』)、治安元年(1021)10月29日の春日祭に藤原実資が送った摺袴にも「腰縫」と見える(『小右記』)。

また寛弘2年(1005)3月8日の中宮藤原彰子大原野行啓に際し、各所から献上された袴は、

舞人地摺袴、所々袴尽<sup>レ</sup>善尽<sup>レ</sup>美、以<sup>レ</sup>金銀・螺鈿・金繡等<sup>レ</sup>交飾、或有<sup>レ</sup>五重綾重袴等<sup>レ</sup>、華美不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>敢云<sup>レ</sup>。

のごとく、金銀・螺鈿・金繡で飾られた、たいへん美しい装飾がなされていた(『小右記』)。仁平元年

(1151)11月の春日祭でも、美福門院藤原得子が送った摺袴の腰には螺鈿が施されていたと見える(『台記別記』15日条、1(c)所引)。

時代は下るが、建仁2年(1202)3月の後鳥羽上皇石清水御幸に際し、右大臣近衛家実が奉じた摺袴は、豪華な布地に摺文を貴丹で描き、箔や貝で飾り、両脇の「つがり(鎖)」部分(【図5】)には玉を用い、銀や泥絵の梅花を施すという凝り様であった。

白唐綾地、以<sup>レ</sup>貴丹<sup>レ</sup>画<sup>レ</sup>摺袴文<sup>レ</sup>、押<sup>レ</sup>薄、付<sup>レ</sup>綾張裏<sup>レ</sup>、所々居<sup>レ</sup>平手貝<sup>レ</sup>、股立津加利用<sup>レ</sup>玉、腰赤地錦、裏中倍三重付<sup>レ</sup>紅匂<sup>レ</sup>、単用<sup>レ</sup>萌木唐綾<sup>レ</sup>、并五重也、腰弘三寸、長一丈、玉表差、有志部金物露等、付銀梅花、甲唐綾以、泥画同梅花久々利、<sup>白</sup>組、濃色三倍重袴、裏<sup>レ</sup>濃色打裏<sup>レ</sup>。

また同じとき摂政近衛基通が調進した摺袴も、白唐綾地に、貴丹で摺文様を描き、薄を押し、綾張地をつけ、「つがり」には組紐を用いたという(『猪隈関白記』25日条)。

殿下同令<sup>レ</sup>調進<sup>レ</sup>給。白唐綾地、以<sup>レ</sup>貴丹<sup>レ</sup>画<sup>レ</sup>文、押<sup>レ</sup>薄、付<sup>レ</sup>綾張裏<sup>レ</sup>、津加利用<sup>レ</sup>組、唐綾村濃腰、紅張袴、濃打裏。

こうした高度な加工については、特殊技術を持つ専門職人に任されたと思われる。『小右記』寛仁元年(1017)9月21日条によれば、23日に行われた大殿藤原道長の石清水詣のため、大納言藤原実資が調進した袴には、「地摺、唐綾、久々り、堅組。腰象眼、繡<sup>レ</sup>菊、染藤村濃。三重袴」のような装飾が施されていた。その作製過程は以下のようなものである。

9月2日、大納言藤原実資は大殿藤原道長から、石清水詣のための舞人摺袴調進を依頼され、了承した。このあと(おそらく実資邸内で袴を縫製し、)17日に政俊(画師か)に袴本体の彩色を依頼する。政俊の手により地摺模様が描かれた袴本体は、20日に実資のもとに戻された。褒美として大褂(ゆき、たけなどを大きく仕立てた桂。あとで普通の桂に仕立て直す)が与えられた。

一方、袴腰の部分は、(職人もしくは家人の)平致光に刺繍を依頼。平致光の手により菊の模様が刺繍され、21日に仕上がって、実資のもとに戻された。褒美として疋絹(二反ずつ巻いてある絹)が与えられた。

こうしてそれぞれ仕上がってきた袴と腰とを、おそらく実資邸内で女性の手により縫い合わせて完成させ、21日夕方に道長に奉ったのである。

廿日、(中略)明後日料地摺袴、從<sub>二</sub>去十七日<sub>一</sub>、  
以<sub>二</sub>政俊師<sub>一</sub>令<sub>二</sub>彩色<sub>一</sub>、唐綾模、令<sub>二</sub>給<sub>一</sub>地摺袴<sub>一</sub>、与<sub>二</sub>政俊大褂<sub>一</sub>。  
廿一日、丙辰、地摺袴腰、唐、象眼、藤村織、以<sub>二</sub>致光<sub>一</sub>令<sub>二</sub>繡<sub>一</sub>、  
今日持来、給<sub>二</sub>疋絹<sub>一</sub>。(中略)明日大殿被<sub>レ</sub>參<sub>二</sub>石清水<sub>一</sub>之儷人袴、地摺、唐綾、久々り、堅組、腰象眼、繡<sub>二</sub>菊、染藤村織、三重袴、黄昏以<sub>二</sub>右衛門權佐章信<sub>一</sub>奉<sub>レ</sub>之。

すなわち摺袴が完成するまでには、調進を依頼した側とされた側の関係だけではなく、調進を依頼された者と縫製・染色を担当する妻や親しい女性との関係、および特殊技術を持つ画師などの職人・家司・家人との関係が機能していたのである。

### おわりに～平安貴族社会における祭装束の意味

以上のように祭で用いる摺袴などの装束は、臨時祭では朝廷から直接、賀茂祭・春日祭では祭使やその父が、摂関・公卿・殿上人等に申請もしくは分配した。調進を依頼された側は、裁縫・染色は妻や家族、親交のある女性、女房・女工に委ね、彩色等の特殊加工は専門職人に依頼したのである。

すなわち祭装束は、(1)天皇と、装束を分配される臣下との関係。もしくは祭使およびその父親と、祭装束を依頼した公卿・殿上人との関係。(2)祭使と、申請する上皇・摂関・方大将などとの関係。(3)調進や貸与を分配・申請された摂関・大臣・公卿・殿上人と、妻や親しい女性、および画師等職人や家司・家人との関係。といった、平安貴族社会におけるさまざまな日常的な社会的関係に依存して、分配・申請され、作製・調進されていた。

言い換えるならば、賀茂・石清水臨時祭や賀茂祭・春日祭に際して、祭装束の分配・申請・作製などの過程が毎年あらたに繰り返されることにより、平安貴族社会における(1)～(3)の関係がそのたびに再確認され、より強化されていった、と考えられるであろう。

祭装束とは、平安貴族社会全体をより強固に結びつける役割を果たしていたのである。

### 註

- 1 吉川真司「摂関政治の転成」（『律令官僚制の研究』、塙書房、1998年。初発表は1995年）、佐藤泰弘「平安時代における国家・社会編成の転回」（『日本中世の黎明』所収、京都大学学術出版会、2001年。初発表は1995年）ほか。
- 2 拙稿①「平安貴族社会の行列－慶賀行列を中心に－」

（『日本史研究』447号、1999年）、②「行列空間における見物」（『日本歴史』660号、2003年）、③「行列空間における女性－出車を中心に－」（『古代文化』56巻5号、2004年）、④「平安貴族社会の祭列をめぐる社会的関係について」（『東京大学史料編纂所研究紀要』17号、2007年3月）。なお本発表は④の第1章(1)「摺袴について」を拡充・再構成したものである。

- 3 『政事要略』巻28・年中行事11月下・賀茂臨時祭所引『藏人式』。
- 4 「藏人頭<sub>二</sub>於御前<sub>一</sub>定<sub>二</sub>使<sub>一</sub>以下装束人々事<sub>一</sub>、(女御・更衣・尚侍・典侍輪転当<sub>レ</sub>之、摺袴王卿以下通当<sub>レ</sub>之)」(『西宮記』巻6・賀茂臨時祭)。
- 5 山藍の葉などで模様を青く摺り出した衣。後世は、賀茂の臨時の祭会に奉仕する舞人が着用する、白い關腋袍の青摺にしたものをいい、神事または節会の時着用するのは小忌衣(おみごろも)と区別した。
- 6 束帯の下着で、半臂の下に着け、背後の裾を長く引くもの。
- 7 『江家次第』巻6・石清水臨時祭によると「地摺袴」。すなわち金銀泥や各種の色で摺文様を施した布で作った袴。形状は「鎖袴(つがりばかま)」で、袴の両側の股立(袴の左右のあいている所を縫止めた所)の通りを縫い合わせず、ほころばせたままで、両方から赤の組緒でかがり合わせた(【図1、2、5】参照)。なお「合袴(袷袴)」とはその下に履く、裏地をつけた袴(⇒単袴)。
- 8 ほか『同』十月に永承6年(1051)11月6日付賀茂、『朝野群載』巻6・神祇官に保安2年(1121)2月30日付石清水、『兵範記』仁安3年(1168)12月2日条に賀茂、『古記』治承4年(1180)4月8日条に石清水の各臨時祭装束分配が載る。
- 9 三橋正「『臨時祭』の特徴と意味」（『平安時代の信仰と宗教儀礼』、続群書類従刊行会、2000年。初発表は1986年）。
- 10 三橋註9論文、「摂関期の春日祭」（註9書、初発表は1986年）。
- 11 頼通の猶子源師房が祭使と考えられる万寿元年(1024)4月17日賀茂祭にも、「宮々」から送られている(『小右記』)。
- 12 本発表での古往来の引用は、石川謙編『日本教科書大系 往来編』第1巻古往来(1)(講談社、1968年)に拠り、三保忠夫・三保サト子編『雲州往来 享禄本 索引篇 研究と総索引』(和泉書院、1982年)を参照した。
- 13 註10論文参照。
- 14 宗能が永久2年(1114)10月に春日祭使を務めた際も、宗忠は「送<sub>二</sub>摺袴<sub>一</sub>人々」を列記した(『中右記』30日・11月2日条)。
- 15 九条兼実も息男の右近中将良通が春日祭使を務めた際、「送<sub>二</sub>摺袴<sub>一</sub>人々」を列記している(『玉葉』治承2年(1178)11月2日条)。
- 16 『明衡往来』21条でも、臨時祭舞人に充てられた息男のため、その父「左大弁」が「雅楽頭」に舞の練習に同席してくれるよう依頼している。

- 17 半臂とは、束帯のとき、袍と下襲の間につける胴衣。
- 18 玉井力「〔院政〕支配と貴族官人層」(『平安時代の貴族と天皇』所収、岩波書店、2000年)。
- 19 祭使やその他の従事者が用いる馬や馬具も、上皇や摂関以下の公卿・殿上人などから、申請に応じて貸し与えられた。藤原道長は寛弘8年(1011)4月18日賀茂祭にあたり「申<sub>レ</sub>馬人々」に馬を貸与した(『御堂関白記』)。この場合、「檢非違使宗実(平)尔給<sub>レ</sub>馬。件男院近習也、仍給<sub>二</sub>善馬<sub>一</sub>」(『殿曆』天永3年(1112)4月20日条)のように借手の属性が馬の質に考慮された。摂関による馬の貸借については中込律子「摂関家と馬」(服藤早苗編『王朝の権力と表象—学芸の文化史』、森話社、1998年)参照。
- 20 五節童女の着る「汗衫」については、赤染衛門も万寿3年(1026)に「菊襲の汗衫」を手ずから縫っている(註22)。なお内蔵寮の御服調進に関しても、内蔵頭藤原宗忠は邸南廊に御服所を修造し、そこに「御服裁縫女工」を渡しており、「女工」が従事したことが分かる(『中右記』承德2年(1098)8月5日条)。また時代は下るが建永元年(1206)、賀茂祭の近衛使藤原公俊から舞人半臂と下襲を申請された関白近衛家実が「家納殿」に裁縫させているが、ここに縫製に携わる女性が所属していたのだろう(『猪隈関白記』4月21日条)。
- 21 以下、古典文学の解釈は、とくに断らない限り、新編日本古典文学全集(小学館)による。
- 22 赤染衛門も縫い物が得意であつたらしく、万寿3年(1026)に息挙周に五節舞姫献上が充てられた際、上東門院藤原彰子から、「ようとおもふものながら(面倒なこととは思うけれども)、人にぬはすな」と、装束の菊襲の汗衫を手ずから縫うよう申し渡された(『赤染衛門集』580。解釈は関根慶子ほか著『赤染衛門集全釈』風間書房、1986年)。なお『枕草子』91「ねたきもの」にも、「『とみの御物なり。誰も誰も、時かはさずあまたして縫ひてまゐらせよ』とて、給はせたるに、南面にあつまりて、御衣の片身づつ、誰かとか縫ふと、近くも向はず縫ふさまもいと物ぐるほし」と、中宮藤原定子の女房たちが至急の仕立物を大勢で縫いあげた様子が描かれ、装束縫製が女房の仕事のひとつであったとわかる。
- 23 解釈は、私歌集全釈叢書26、林マリヤ『匡衡集全釈』(風間書房、2000年)。
- 24 伊原昭『文学にみる日本の色』(朝日新聞社、1994年)、服藤早苗『平安朝 女性のライフサイクル』、吉川弘文館、1998年)。なお平安時代の貴族邸において女性が染色に従事した件は、伊原昭『王朝の色と美』第2章「平安の人びとの生活と色」(笠間書院、1999年)に詳しい。
- 25 鳥居本幸代『平安朝のファッション文化』(春秋社、2003年)。なお石清水臨時祭でも「舞人等巻纓・青摺之袴」(『後二条師通記』寛治7年(1093)3月5日条)と見える場合もある。(『小大君集』解釈は、竹鼻績校注、私家集注積叢刊『小大君集注釈』貴重本刊行会、1991年。平塚トシ子ほか著『小大君集全釈』翰林書房、2000年)。
- 26 宮中においても「錫紵召<sub>二</sub>内蔵寮布<sub>一</sub>、給<sub>二</sub>縫殿寮允<sub>一</sub>納<sub>レ</sub>女所<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>染<sub>レ</sub>色也」(『中右記』永長元年(1096)8月20日条)とあって、染色を女性が手がけていた。

[付記] 本稿は、平成19年度文部科学省科学研究費補助金若手研究(B)による研究成果の一部である。

のだ ゆきこ／お茶の水女子大学リサーチフェロー





【図1】『年中行事絵巻』賀茂臨時祭 左円内が舞人、右円内が陪従。



【図2】『年中行事絵巻』関白賀茂詣 馬上が舞人



【図3】『年中行事絵巻』関白賀茂詣 陪従の一行



【図4】『枕草子絵詞』童女の汗衫



【図5】『年中行事絵巻』賀茂臨時祭 「つがり」部分